○国土交通省告示第千百八十四号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

令和八年九月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3－954	発動発電機	ＤＣＡ－25ＬＳＫＥ－ＤＲ	デンヨー株式会社
3－955	発動発電機	ＤＧＭ60ＭＫＣ－Ｄ	株式会社やまびこ
3－956	全回転型オールケーシング掘削機	ＪＡＲ150－Ｊ（油圧ユニットＪＡＲ－３）	株式会社リフトプランテクノ
3－957	全回転型オールケーシング掘削機	ＪＡＲ200Ｈ－Ｊ（油圧ユニットＪＡＲ－３Ｈ）	株式会社リフトプランテクノ

○東北地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日　東北地方整備局長　小島　優

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　岩手県胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻上渋川六四番一から同町三ヶ尻南花沢一〇番二まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月三十日

○関東地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十六　号　八王子市緑町九三五番一八から同市緑町九二〇番六まで　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月三十日

○関東地方整備局告示第二百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間　変更前敷地の幅員　変更後敷地の幅員　延長

石岡市東田中字柏葉七七六番五から同市東田中字柏葉七七六番四まで　前　二八・四八～八三・三九メートル　後　五一・五八～一一七・六四メートル　〇・〇六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

六　号　石岡市東田中字柏葉七七六番五地先から同市東田中字柏葉七七六番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月三十日

○関東地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二　十　号　東京都世田谷区松原二丁目六六〇番二地内　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月三十日

○関東地方整備局告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月三十日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月三十日　関東地方整備局長　西澤賢太郎